2010年2月17日

農林水産大臣 赤松 広隆 殿

有明海の再生に向けた要請

よみがえれ!有明訴訟原告団・弁護団

国営諫早湾干拓事業の潮受堤防締め切りから12年が経過し、累積する漁業被害のなかで、早期開門を望む声は漁民の悲痛な叫びとなっており、1日も早い開門の実現が望まれています。

昨年末から佐賀県南西部で広がった養殖ノリの大規模な色落ち被害は、福岡県沖にまで広がり、佐賀県西部では1月中に全部の網を撤去し、福岡県沖では2割の網を漁期半ばにして撤去せざるを得ない状況に追い込まれています。

調整池を潮受け堤防で締め切っている以上、調整池内の淡水を有明海に排出し続けなければならず、このような被害は今後も継続的に起こると言わざるを得ません。

また、長崎県雲仙市の瑞穂漁協(石田徳春組合長)は、2月3日、開門調査の実施に向けて国や県に要請行動を起こすことを全会一致で決議しました。長崎県内の漁業者の多くも有明海の再生のための潮受堤防の開門を望んでいるのです。

さらに、2月11日、長崎県内において、赤松農相と雲仙市・島原市の漁業者との懇談において、開門を求める漁業者の声を聞いた赤松農相は、こんなに多くの長崎県の漁業者の方々が開門を求められていることを知りませんでしたと発言しました。私達は、何度も、貴省との交渉を通じて、赤松大臣との面談を求め、面談ができない場合は、私達の要求を正確に大臣に伝えるよう求めてきました。しかし、今回の大臣発言によって、貴省の担当者らが大臣に対して、開門を求める漁業者の声を正確に伝えてこなかったということが判明いたしました。

長崎県内(諫早湾内)の漁協が全会一致で開門を求めていることからも明らかなように 今、求められているのは、有明海でこれ以上の漁業被害が生じることを防ぎ、漁民の廃業や自殺などの悲劇を繰り返さないための緊急の対策です。そして、開門を望む有明海沿岸の漁業者の声を赤松農相に直接伝えることです。

そこで、貴省に対して、以下の要請をいたします。

記

- 1 早急に赤松農水大臣と有明海沿岸漁業者との懇談の場を設定すること。
- 2 今期のノリ養殖終了後、直ちに潮受け堤防南北両排水門を開放し、調整池内に 海水を導入すること。
- 3 ノリの色落ち被害の原因究明と再発防止に真摯に取り組むこと。

以上